

22消安第1817号  
平成22年5月26日

動物検疫所長 殿

消費・安全局長

メキシコ（バハ・カリフォルニア州）から我が国向けに輸出される家きん及び家きん肉等の輸入停止措置について

本年5月24日、メキシコ（バハ・カリフォルニア州）において弱毒タイプの鳥インフルエンザ（H5N2亜型）の発生があった旨、同国家畜衛生当局からの情報提供があった。

本日、メキシコ家畜衛生当局からの追加的な情報提供を受け、同国における鳥インフルエンザの清浄性が確認されるまでの間、同国から輸入される家きん及び家きん肉等に対する検疫措置を下記のとおりとするので、動物検疫に当たっては的確に対応されたい。

#### 記

#### 1 輸入停止措置の対象地域

アグアスカリエンテ州、イダルゴ州、オアハカ州、グアナファト州、ケレタロ州、ゲレロ州、コアウイラ州、サカテカス州、サンルイスポトシ州、タバスコ州、チアパス州、ドゥランゴ州、トラスカラス州、ハリスコ州、プエブラ州、ベラクルス州、ミチョワカン州、メキシコ州、モレロス州、連邦特別区及びバハ・カリフォルニア州

\*下線は、今回新たに輸入停止措置の対象とした地域

#### 2 輸入停止措置の対象品目

- (1) 家きん（鶏、うずら、七面鳥、だちょう、きじ、ほろほろ鳥及びかも目の鳥類並びにその初生ひなに限る。以下同じ。）
- (2) 家きんの肉及び臓器並びにこれらの加工品
- (3) 家きんの卵（試験研究用に供される種卵を除く。）及びその加工品

#### 3 輸入検査時における消毒措置の対象品目

羽毛